

12 保護水面、資源保護水面

当管内では、水産資源の保護培養のため水産資源保護法第15条第1項の規定により1河川が保護水面に設定されている。また、北海道内水面漁業調整規則第24条第3項により4河川が資源保護水面に設定されている。

(1) 保護水面設定状況

河川名	指定	保護水面等		保護水産動物
		禁止区域	禁止期間	
西別川	S58.11.28 農林水産省 告示 第2287号	次に掲げる基点イと基点ロを結ぶ線から上流の西別川とオンネベツ川との合流点に至る間の西別川の区域、西別川とシカルンナイ川との合流点から上流のシカルンナイ川本支流の区域及び西別川とオンネベツ川との合流点から上流のオンネベツ川本支流の区域 基点イ 野付郡別海町本別海3番12地先西別川右岸に知事が建設した標柱の位置 基点ロ 野付郡別海町本別海1番地182地先西別川左岸に知事が建設した標柱の位置	周年	すべての水産動物

(2) 資源保護水面設定状況

河川名	指定	資源保護水面等		保護水産動物
		禁止区域	禁止期間	
別当賀川	S45.1.31 北海道告示第240号	別当賀川本支流の区域	7月1日 から 12月31日 まで	やまべ
風蓮川支流 姉別川	"	風蓮川と風蓮川支流姉別川の合流点から上流の姉別川本支流の区域		
標津川支流 武佐川	"	標津川と標津川支流武佐川の合流点から上流の武佐川本支流の区域		
春苺古丹川	S64.1.5 北海道告示第10号	春刈古丹川本支流の区域		

注) 1. やまべは上記のほか、5月1日から6月30日まで管内全河川(上記4河川を含む)について採捕禁止である。

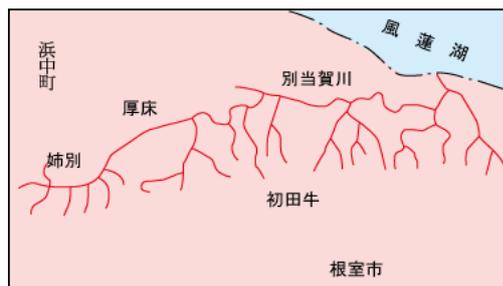
(北海道内水面漁業調整規則第22条)

2. さけ、ます(やまべを除く)は、全河川周年採捕禁止である。(北海道内水面漁業調整規則第22条)

西別川



別当賀川



風蓮川支流姉別川



標津川支流武佐川



春苺古丹川



(4)管内資源保護水面・保護水面等位置図

